

# 盛大に教育シンポジウム開催！

## 小畑さん、今の教育の状況を分かりやすく講演



発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

http://kakyoso.com/

6月29日土曜日、香川県教育会館ミューズホールで香川県労働組合総連合（県労連）主催、香川県高等学校教職員組合（高教組）、香川県教職員組合（香教組）、香川県私立学校教職員組合連合（私教連）共催で「教育シンポジウム」が開催されました。

### 主催者代表あいさつ

主催者を代表して県労連議長 十河浩二さん（高教組委員長）が開会のあいさつをしました。



あいさつする十河議長

今の政府には教育現場を何とかしようという姿勢は全く見られないと言わなければなりません。教育の問題は、将来を生きる国民に希望ある未来を手渡すことができるかどうかの国民全体に関わる問題です。本日の講演会及びパネルディスカッションは、今の学校の危機を広く県民の皆さんに知っていただき、こうした問題がなぜ起こっているのか、そしてこの状況を打開

香教組第327回中央委員会、津田教育会館講演会開催  
8月25日（日）、サンメッセ香川特別会議室で午前中に第327回香教組中央委員会、午後津田教育会館夏の講演会が開催されます。講演会の講師は山崎洋介さん（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会事務局長）です。データをもとに香川の教育条件を一緒に考えましょう。

### 小畑雅子さんの講演

講演の講師は全日本労働組合連合の議長小畑雅子さん（元全日本教職員組合委員長）です。小畑さんは埼玉県で小学校教員として勤務されていました。

### 学校現場は？

今、学校はどうなっているか一言で言えば、このままでは学校が持たないという危機的な状況に陥っています。小学校では学年団で会ができないくらい忙しくなっています。子ども達の状況を共有する、行事をどういうふうにするか、この授業のカリキュラムはどうやって組むかということをお話し合うことができなくなっています。結局、クラスで何かあっても学年で共有できないので、クラス担任の責任、自己責任になって教職員一人一人が孤立に追い込まれていきます。教育という共に育ち学び合う場が自己責任の場になっていくことに学校の困難の根源があるというふうに思います。

本来、教育というのは子ども達一人一人の成長発達を保障する専門性の高い、やりがいのある仕事なわけですが、長時間労働を強いられる上に自己責任で孤立させられる働き方をしている中で、病気休職者も急増しています。2022年度は全国で6539人と過去最高になりました。しかし、これに1ヶ月以上の病気休職者を加えると12192人になります。全教職員の1・3%、100人に1・3人が病気休暇・休職に追い込まれているという驚くような数字になっています。

に増やさないままでした。授業以外の仕事もあるので、それ以上の仕事を黙っていても押しつけられるような状況になりました。

このときの小泉政権は三位一体改革を言い出して、国から地方への補助金や交付金を減らしていきまし。義務教育費国庫負担金も廃止の方向性が打ち出されました。教育のナショナルミニマムを保障するために義務教育費国庫負担金の制度は必要という運動もあり、負担金制度は残りでしたが国の負担割合は1/2から1/3に減らされました。そして、同時に総額裁量制が導入されました。給与水準と教職員の数は弾力化できるということで給与水準を下げた分、教職員を増やしました。しかし、増やしたのは非正規の教職員です。正規教職員の基礎定数は増やさないが加配の定数は増やし、そこに非正規の教職員を割り当てるといったことが進んでいくことになりました。

### 2つのターニングポイント

なぜ、こんなことが広がってしまったのか？私は2つのターニングポイントがあったと思っています。1つは、そもそも教職員定数の配置基準そのものが足りていないことです。

2002年に完全週休2日制になりました。月曜から土曜までしていたものを月曜から金曜までに圧縮しました。その分、1日の授業時数が増えました。義務標準法を作るときには1時間の授業には1時間の授業準備が必要という考えでした。だから週休2日制に伴って基礎定数を増やさなければならなかったの



講演される小畑雅子全労連議長

### 小黒板

日本では幼稚園から大学卒業までの学費がすべて国公立でも1千万円以上、すべて私学なら文系でも2千5百万円以上かかります。家計の負担が大きい、高額費の日本です。2023年OECD発表のデータによると、2020年度の日本の教育予算公財政支出対GDP比は加盟38ヶ国中最低水準の2・98%です。OECD平均が4・28%ですから大きな差です。教育予算をOECD諸国の平均並みにすれば、幼児教育から高校・大学までの無償化や少人数制のさらなる前進など、教育条件を充実させることが可能です。2024年度文科省予算は総額約5兆3千億円、一方、防衛省予算は約7兆9千億円です。2022年12月の安保3文書の改定が行われ、日本政府は2027年までの5年間防衛費を4兆円程度確保するとしています。文科省予算のうち、文教関係予算の総額が約4兆円ですから、5年間では軍事費は教育予算の2倍になっています。今の日本は教育予算を削っていても増やすような国ではありません。▼私たちは、すべての子どもたちが安心して学べる、過ごせる学校、子ども達の豊かな成長や発達を保障される社会、そして大人もまた自己実現を果たし、成長を続けることができる社会の実現を願っています。▼国や財界の求める人材の育成でなく、生き生きと人間らしく生活できるような知性と教養、こころからだを身につけることができる学校教育にすることが必要です。戦闘機よりも教育にお金を支出する日本を求める声を大きくしましょう。

### 戦闘機より教育に



非正規雇用の教職員は一年単位か、それ以下の期間の雇用が基本となり、教育の継続性が担保できなくなる。同時に病休退職者や産休者の代替も配置できない、教育に穴があく状況はこうしたことから広がっていきました。これが1つめのターニングポイントです。

### 教育基本法の大改悪

2つめのターニングポイントは教育基本法の大改悪です。戦前の国家主義にもとづく教育から新たな憲法の理念にもとづく教育への転換にあたって、「この（日本国憲法の）理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」の文言が法の前文に書き込まれた教育基本法が制定されました。

その教育基本法の第1条には、「教育は人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労の責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とありました。

第10条は、「教育は不当な支配に屈することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである」と書かれています。

教育基本法はその成立の過程から憲法と一体のものでした。結党以来、改憲を目的とする自民党は2006年4月教育基本法改悪案を閣議決定し、12月の臨時国会で採決を強行しました。

第1条の教育の目的では、「人格の完成」という言葉は残りませんが「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労の責任を重んじ、自主的精神に充ちた」を取

りさり、代わりに「必要な資質を備えた」という文言を付け加えました。

そして、第2章に今までのなかった教育の目標というのをわざわざ作りしました。例えば教育の目標2条5のところに「我が国と郷土を愛する」を入れ込むなど教育の目的を時の政府や財界が必要とするような資質を備えた人材の育成が教育の目標だというふうになり替

えました。このため、改悪された教育基本法を全面的に反映した学習指導要領においては、子ども達が身につけるべき資質や能力を示し、国や財界が求めている人材の育成の具体化を進めようとしています。

### お金は出すが、口は出さない

### お金は出さない、口は出す

旧10条の教育行政の項では、

「不当な支配に服することなく」という文言は運動で残りしましたが、

「国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきもの」という国民に対する直接責任制が取り払われしました。代わりに「教育はこの法律および他の法律の定めるところにより行われるべきもの」という文言が入りました。たまたまその時の政権についている政府の思いのままに教育を統制し、支配することができるといふふう

に教育基本法を変えました。また、旧の教育基本法では「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」という規定が

ありました。つまり、お金を出して教育条件を整備するけど、教育内容に口は出さないというのが原則でした。ところが、現の教育基本法では教育振興基本計画の策定が義務づけられました。お金は出さないけど、口は出すという方向に180度変わりました。

第4期の教育振興基本計画を答申した中教審の会長は経団連の副会長でした。教育の目的が人格の完成から財界の成長戦略にとつて都合のいい人材の育成に変質させられています。



教育の自由、教育の自立性・独立性が侵されることで、子ども達の成長発達を保障する教職員の自由な教育実践が阻害されるようになります。一方で、本意ではない仕事から押しつけられてきて、長時間過密労働に拍車がかかるようになりまし

提言2 少人数学級の推進

提言3 競争主義的な教育政策の見直し

提言4 長時間労働解消につながる給特法の改正

提言5 すべての学校に労働安全衛生体制を確立

提言6 部活動の見直し

提言7 教職員の声を施策に反映できる仕組みの構築



### 提言4 給特法改正

ここで提言4の長時間労働の解消につながる給特法の改正、残業代を支払うことができるような仕組みを法制化していくことについて触れたいと思います。

教員も労働者だから労働基準法が適用されます。労働基準法の32条では労働時間の上限がきちんと示されているので、それが教員にも適用されています。一方、給特法の第1条は、この法律は公立義務教育諸学校等の教員職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他勤務条件について特別を定めるものとするとなつてい

ます。教育職員の職務と勤務態様の特殊性というのを考えて、学校の教員には残業を命じない。命じられるのは、臨時または緊急のやむを得ない必要がある場合の超勤4項目だけです。時間外勤務を命じないから時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しないと給特法に書

き込まれています。そして、労働基準法の37条だけが適用除外になっています。その上で、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づいて教職調整額を4%支給するということになっています。

（4項目とは、生徒の実習に関する業務、学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場面に必要な業務）文科省は残業を命じてはならないということをとって、教員が勤務時間外に勤務をしているのは命じられたものでなく、自主的に残っていると立場を全然変えています。時間を超えて残っているから時間外勤務時間なのに、わざわざ在校等時間という言葉にすり替えています。でも、その時間が長いので、月45時間以下という上限を設定しています。在校等時間を減らすために「とにかく早く帰らなさい」という対策が取られています。それでは長時間労働の解消につながりません。

給特法の枠組みを変えるポイントが3つあります。1つ目は、時間内に仕事が終わらないから残っているの他の労働者と同じように労働時間として認めさせることです。2つ目は、時間外勤務については残業代を支給する仕組みを法制化することです。給特法の3条の2の教育職員について時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しないという項目を削除させることです。最後の3つ目は、教職調整額は教員の高度な専門性と特殊性を有する専門職としての職務給として堅持することです。

「教職調整額10%以上」は現在の給特法の立付けを強化するものでいっそうの長時間勤務を強いることになりかねません。「新たな職」・新たな給料表を設ける、学級担任手当の新設は、人件費の総額を増やすことでなく、教師を評価し、その評価結果を昇任、昇給、勤勉手当等の人事管理に活用して、教職員間に差をつけていくことになりまし

「中教審の「審議のまとめ」の方向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとどろくを進めましょう。このシンポジウムを全め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくとお願いしたいと思

います。中教審の「審議のまとめ」の方向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとどろくを進めましょう。このシンポジウムを全め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくとお願いしたいと思

います。中教審の「審議のまとめ」の方向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとどろくを進めましょう。このシンポジウムを全め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくとお願いしたいと思

### 全教の7つの提言！

この観点から全教は7つの提言を出しました。

提言1 教職員定数の抜本的改善

### 中教審審議のまとめの危険な方向

5月13日出された中教審の「審

議のまとめ」は、本当に心の底から私たち教職員をがっかりさせるものでした。最も期待されていた残業代を支給できるように給特法を抜本改正すること、基礎定数を増やすことを含めた教職員定数を抜本的に改善すること、そのための教育予算を増やすことの3つが全く盛り込まれませんでした。そして、法の非常に危険な方向が盛り込まれました。

「教職調整額10%以上」は現在の給特法の立付けを強化するものでいっそうの長時間勤務を強いることになりかねません。「新たな職」・新たな給料表を設ける、学級担任手当の新設は、人件費の総額を増やすことでなく、教師を評価し、その評価結果を昇任、昇給、勤勉手当等の人事管理に活用して、教職員間に差をつけていくことになりまし

「中教審の「審議のまとめ」の方向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとどろくを進めましょう。このシンポジウムを全め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくとお願いしたいと思

います。中教審の「審議のまとめ」の方向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとどろくを進めましょう。このシンポジウムを全め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくとお願いしたいと思